

J R 東海労幹関西地「申」第 8 号

2 0 1 9 年 9 月 9 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 松 寄 道 洋 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 畑 野 浩 孝

「日勤帯の班長 1 名勤務」についての申し入れ

この間、大阪仕業検査車両所の仕業・申告本数と担当社員の勤務を調査してきた。

その結果、7 月から日勤帯の班長 1 名勤務が大幅に増加していることが判明した。

今まで申告本数の少ない日に班長 1 名勤務になることはあったし、会社もそう説明していた。しかし、なぜ 7 月から申告本数も減っていないのに班長 1 名勤務が大幅に増加したのか会社からの説明は一切ない。

班長は入出庫や作業指示、電話対応、業者との打ち合わせ、断路器操作など多種多様に仕事がある。通常、班長 2 名で行うところ 1 名で多くの作業に対応するのは非常に重労働であり、度重なる作業の輻輳や疲労の蓄積等により作業ミスを起こす危険性がそれだけ高まる。

また、班長の休憩時（12 時から 13 時）、副班長が班長業務を行うため、その時間、申告要員が減になる上、申告要員が少なくなる時間は作業が多い時間帯である。それ故に作業密度が当然高くなり、申告担当者も作業ミスを起こす危険性が高っている。

これで、作業ミスに伴う事故等が発生すれば、その責任は事故を起こした当事者ではなく、会社にある事は明白である。

よって、下記の通り申し入れるので、早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 日勤帯の班長を 1 名勤務に指定する作業量・申告本数を明らかにすること。
2. 日勤帯の班長を 1 名勤務に指定する申告本数を確定する時期を明らかにすること。

3. 日勤帯の班長を1名勤務に指定する申告本数以上になることが明らかになった場合、増員する考えがあるのか明らかにすること。
4. 日勤帯の班長1名勤務時、班長の休憩時（12時から13時）に副班長が班長業務を行うため、その時間、申告要員が減になるが、この時間帯の申告本数は考慮しているのか明らかにすること。

以上